

## 第1章

# 保育所保育指針

## 1 保育所保育指針とは何か

### (1) 保育所保育指針とは何か

「保育所保育指針」とは、全ての保育所が守るべき基本事項を定めたものです。平成20年（2008年）の改定より、**厚生労働大臣の告示**として**規範性**を有する基準としての性格を持っているため、各保育所は「保育所保育指針」を遵守して保育を行う必要があります。

### (2) 保育所保育指針の構成

「保育所保育指針」は、以下の通り、1～5までの章立てになっています。

- 第1章 総則
- 第2章 保育の内容
- 第3章 健康及び安全
- 第4章 子育て支援
- 第5章 職員の資質向上

指針自体はそれほど長くないのですが、理解を促すための資料として、指針本文に併せて解説文を記載した『**保育所保育指針解説**』というものが、**厚生労働省**より刊行されています。保育原理の試験問題には、本文のみならず解説文からの出題もあるため、「保育所保育指針」だけではなく『**保育所保育指針解説**』も読む必要があります。厚生労働省のホームページでも閲覧可能ですが、1冊200円ほどで購入できるので、紙で入手することをお勧めします。指針は、内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されます。そのため、後生大事にとっておくようなものではありません。必要箇所にはどんどんマーカーやメモ書きを加え、ぜひオリジナルの1冊を作ってください。

本テキストでは、「保育所保育指針」の1章～5章までの全文を掲載、解説文については試験に必要な箇所をできる限り盛り込むようにしています。

それでは、さっそく見ていきましょう。

## 2 保育所保育指針

※本節では、「保育所保育指針」の目次に従って章立てを割り振っているので、他の節とは章立てが異なります。

### 「保育所保育指針」第1章 総則

#### 【内容】

保育所保育の基本となる考え方

#### 【目次】

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

この指針は、**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 35 条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の**実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。**

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準** 第 35 条において、「保育所における保育は、**養護及び教育を一体的**に行うことその特性とし、その内容については**厚生労働大臣**が定める指針に従う。」と規定されています。

ここでいう「指針」が「保育所保育指針」のことです。各保育所は、この指針にただ従えばよいというのではなく、各保育所の実情に応じて、創意工夫を図る必要があるというのもポイントです。

## 1 保育所保育に関する基本原則

### (1) 保育所の役割

ア 保育所は、**児童福祉法**（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育を**必要**とする子どもの**保育**を行い、その**健全な心身の発達**を図ることを目的とする**児童福祉施設**であり、入所する**子どもの最善の利益**を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい**生活**の場でなければならぬ。

保育所は、**児童福祉施設**であること、また、子どもの「教育」ではなく「保育」を行うことがポイントです。

「**子どもの最善の利益**」とは、平成元年に**国際連合**が採択し、平成 6 年に日本政府が**批准**した**児童の権利に関する条約**（通称「子どもの権利条約」）の第 3 条第 1 項に定められている理念で、保育士試験のみならず子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しています。

保育所は、この理念の下、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい**生活**の場」であることが求められます。



保育所は、子どもにとって、「生活の場」であることに留意しよう！

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する**専門性**を有する職員が、**家庭との緊密な連携**の下に、子どもの状況や**発達過程**を踏まえ、**保育所における環境**を通して、**養護**及び**教育**を**一体的**に行うことの特性としている。

ここでいう「職員」とは、保育士だけではなく、看護師、調理員、栄養士など、保育に携わる全ての保育所職員のことです。

「**発達過程**」と似た言葉に「**発達段階**」というものがありますが、「**発達段階**」というと発達を画一的に捉えてしまうような意味合いがあるため、「**保育所保育指針**」では、それぞれの子供の育ちゆく過程の全体を大切にするべく「**発達過程**」という言葉を使っています。

保育所の保育は「**環境**」を通して行うこと、「**養護**及び**教育**を**一体的**に行うこと」は、「**保育所保育指針**」における最重要キーワードですので必ず覚えましょう。

また、「環境」とは、人や物、自然や社会など、子どもたちを取り巻く全てのものを指し、「養護及び教育を一体的に行う」とは、「保育士等が子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう丁寧に援助すること」です。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

保育所は、入所する子どもの保護者への支援だけではなく、地域の子育て家庭に対する支援の役割も担っています。これは、児童福祉法において保育所の努力義務として規定されています。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。